

平成24年度

石油基地等産業保安強化事業費補助金（災害時石油ガス等供給・利用インフラ整備事業（災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業に係るもの））

（災害時対応型LPガス自動車導入対策補助金）

申請の手引き

日本LPガス団体協議会

申請者の皆様へのお願い

日本LPガス団体協議会（以下「日団協」という。）の補助金の原資は経済産業省から交付決定を受けた、いわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスと交付ルールに則った適正執行が求められます。

日団協の補助金に申請される皆様におかれましては、以下の点につき充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただきたくよろしく申し上げます。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に業務方法書、公募説明会資料、パンフレット等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 当然のことながら、日団協に提出する書類や資料においては如何なることがあっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 万一、不正行為があった場合、日団協は法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、日団協は当該部分の交付決定の取消しを行うとともに、交付済みの補助金額に加算金（年利10.95%）を加えた額を返還していただきます。
5. また、不正行為を行った申請者や手続代行者の名称・不正の内容をホームページ等で公表するとともに、日団協の所管する補助金の交付停止や手続代行業務の停止を一定期間行う等の措置を執らせていただきます。
6. なお、悪質な不正の場合は、刑事罰等の適用の可能性につき、所轄警察署に相談することがあります。

本「申請の手引き」は、日団協が国から「業務方法書」の承認を受ける前に作成しています。承認を受ける過程において、本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会や日団協ホームページにて、その旨をお知らせします。

災害時対応型石油ガス自動車導入対策補助事業

補助金申請の手引き

申請に先立ち、本手引きを必ずお読み頂き、補助金交付の要件及び補助金の交付申請から交付までの流れを十分ご理解ください。

補助金交付の要件あるいは提出書類等に不備がある場合、補助金の交付が出来ません。

目次

- ・ 事業の概要
 - 1. 申請対象者
 - 2. 補助対象車両
 - 3. 申請者の資格等
 - 4. 補助対象経費
 - 5. 補助率・交付限度額
 - 6. 平成24年度補正予算額（事業費予算額）
 - 7. 交付決定
 - 8. 事業実施のスキーム
 - 9. 事業実施のスケジュール
 - 10. 補助金の交付申請から交付までの流れ（フロー図）
 - 11. 書類の提出方法及び連絡先
 - 12. その他の事項
 - 13. 記入例 「災害時対応型石油ガス自動車導入促進対策事業補助金交付申請書」
（様式1-1）
 - 14. 申請書・実績報告書・H24年度 様式集

事業の概要

石油基地等産業保安強化事業において、災害時に強いLPガスを活用した災害時対応型石油ガス自動車の導入を促進し、災害時には人や物資の輸送手段を確保する事を目的としてLPガス自動車を導入する事業者の経費の一部を補助するものです。

1. 申請対象者

災害時対応型石油ガス自動車を導入しようとする者であって所有者・使用者とする。且つ、災害時には人や物資の輸送手段確保の為車両の提供・運用協力を誓約する事が出来る者とする。

2. 申請者の資格等

次の各号のいずれかに該当する者（法人にあつては、その役員を含む）の場合は、申請することができない。

- (1) 高压ガス保安法若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 成年被後見人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（第30条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（危険運転致死傷）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 補助事業に関し、補助金交付申請書及び添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載が欠けている者
- (6) 経済産業省から補助金等の交付及び事業の委託の停止処置を受け、その停止期間が経過していない者

3. 補助対象車両

「石油ガス自動車」とは、液化石油ガスを原動機の燃料として用いる自動車であって、道路運送車両法（昭和26年法律185号）第3条に規定する自動車をいう。

（道路運送法（昭和26年183号）第3条に規定される自動車は除く）

* 営業用旅客・乗合自動車を除く（バス・タクシー等）

4. 補助対象経費

災害時対応型石油ガス自動車の導入経費で、消費税及び地方消費税は、対象外とします。

1) メーカー仕様車：同一車種等の既存燃料車の価格との差額

2) 改造車：原動機の燃料を「液化石油ガス」に改造する際の費用

* 詳細は業務細則を参照

5. 補助率・交付限度額

当該補助事業に係る補助率は、補助対象経費の1/2相当とし、補助金交付限度額を1台あたり250,000円です。

6. 平成24年度補正予算総額

≪ 事業費予算額 2.5億円 ≫

7. 交付決定

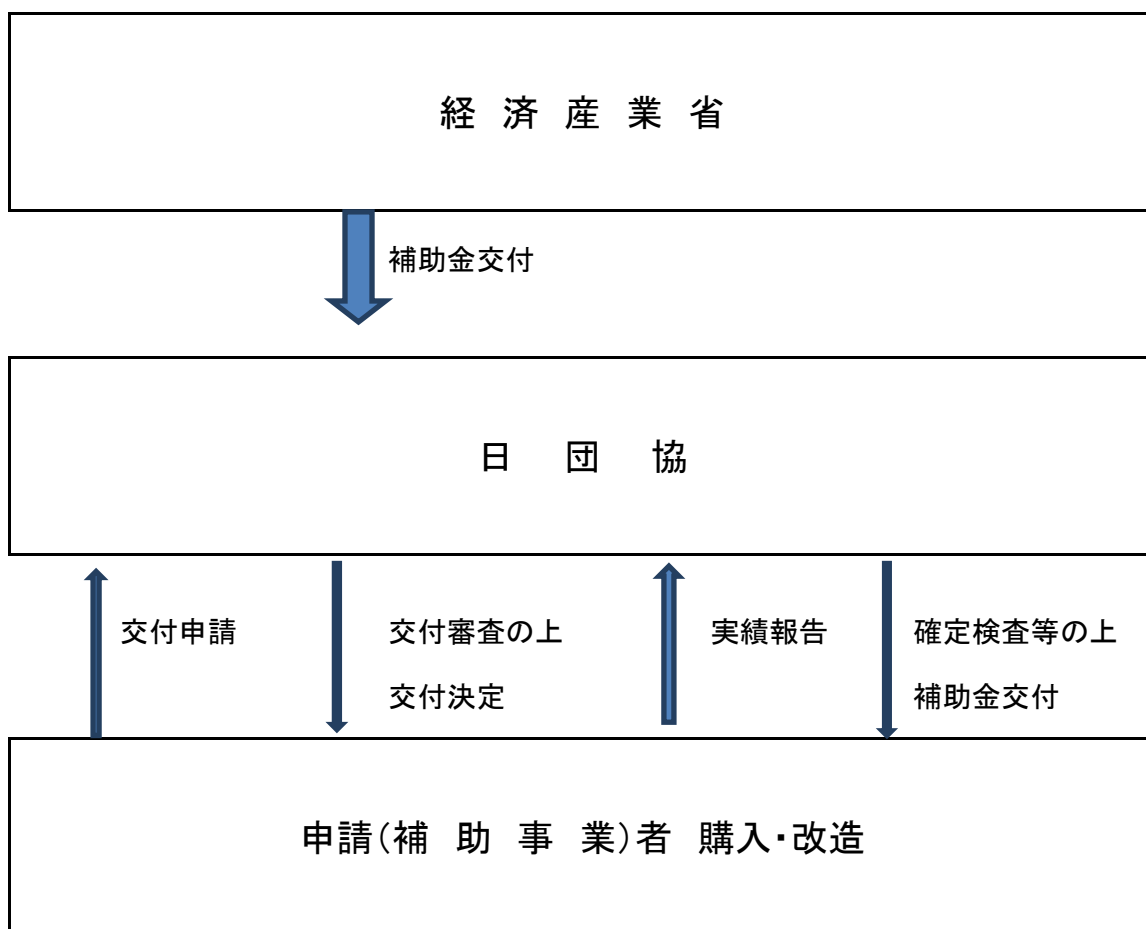
予算枠の範囲内で必要要件を備えた申請に対し交付します。

なお、予算の範囲を超えて申請があったときは当該申請日の同日付け（郵送の場合消印日、宅配便は依頼日）集約し按分して交付額を決定する事があります。

【 注意事項 】

補助金の交付を受けようとする方は、LPガス自動車の購入又は改造の発注は、交付決定後に行わなければなりません。交付決定前に発注されている場合は、補助金交付の対象となりませんのでご注意ください。

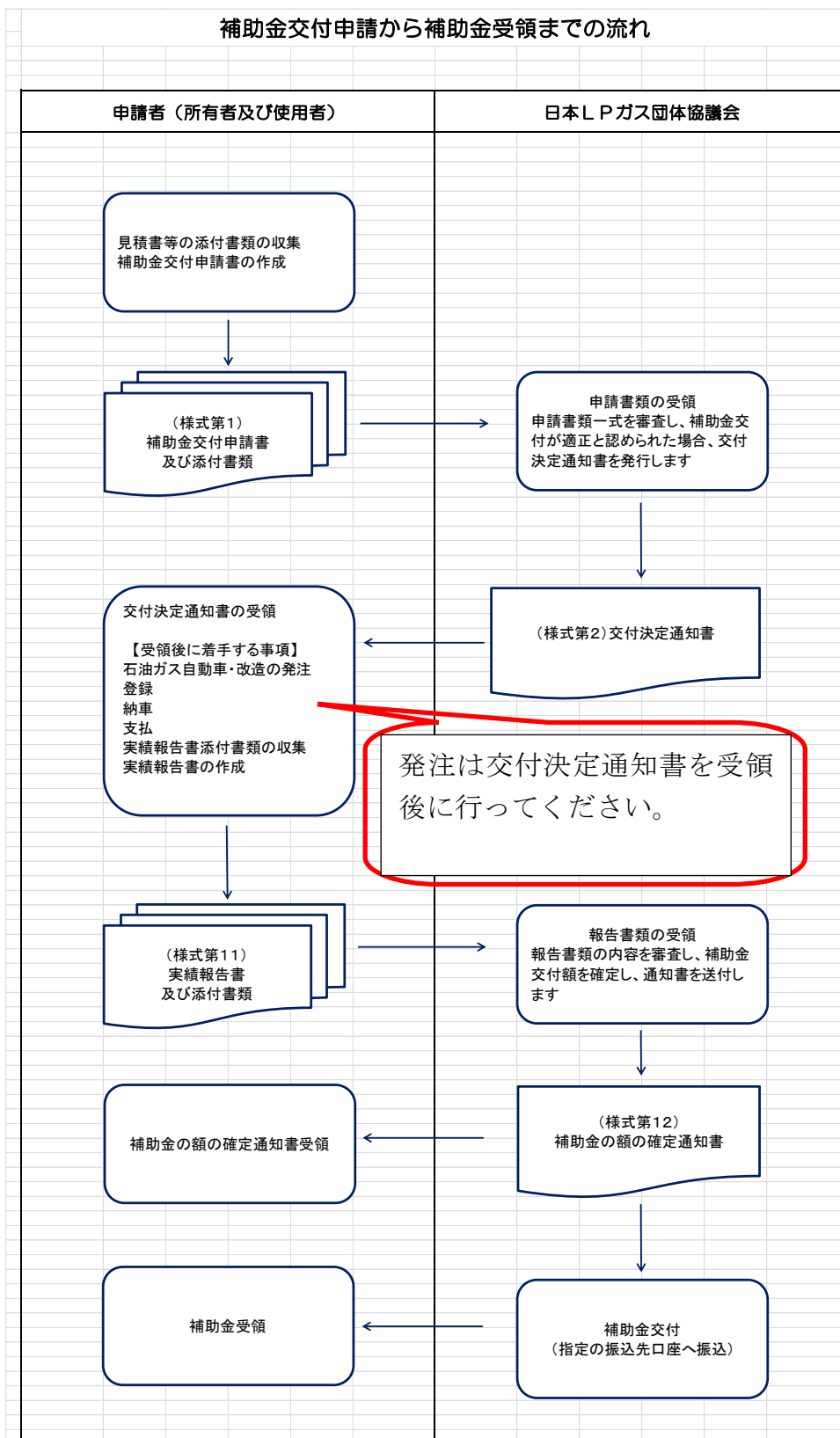
8. 事業の実施スキーム



9. 事業の実施スケジュール (平成24年度補正予算)

- ① 4月10日(水) : 公募開始 公募開始後申請書類提出
- ② 4月17日(水) ~ 4月26日(金) : 公募説明会実施
開催地(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡)
- ③ 補助金交付審査(予算枠を超えた場合は、当該申請日の同日付け(郵送の場合消印日、
宅配便は依頼日)集約し按分して交付額を決定する事があります。
- ④ 実績報告書提出(事業完了後30日以内又は平成26年2月28日のいずれか早い日)
- ⑤ 補助金確定検査等及び補助金交付(検査等実施後)

10. 補助金の交付申請から交付までの流れ（フロー図）



1 1. 書類の提出方法及び連絡先

《提出方法》

持参又は送付

*諸事情・事故等により到着しなかった提出書類等については、日団協では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達記録が残る送付方法のご利用を推奨します。

1 2. その他事項

《問合せ先》

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-5 櫻ビル5階
日本L Pガス団体協議会 補助・受託事業室
石油基地等産業保安強化事業費補助金（L Pガス自動車）担当
☎ 03-5510-7337 Fax 03-5511-1421

申請・問合せ受付時間

月曜～金曜 午前9：00～12：00、13：00～17：30

（土日祭日・5月1日・6月14日・12月28日～1月3日を除く）

交付申請書につきましては日団協ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp/>からダウンロードする事が出来ます。